

## 第5次泉大津市総合計画の策定方針

### 1 目的

泉大津市では、昭和 49 年に初めて総合計画を策定して以後、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針としてきました。平成 23 年 8 月 1 日には、地方自治法の改正により総合計画策定の義務付けが削除されたものの、市の最上位計画として、また、市の将来像を市民と行政が共有するために、平成 26 年に「泉大津市総合計画条例」を制定し、その最上位性を担保しています。現行の第4次泉大津市総合計画の計画期間が令和6年までであることから、引き続き市のあるべき姿と進むべき方向を示すため、新たな総合計画となる「第5次泉大津市総合計画」の策定を行います。

### 2 計画策定にあつての視点

#### (1) 官民連携・市民共創

策定過程においては市民とともに将来像を描くことを基本とし、次期総合計画では、官民連携・市民共創の視点を取り入れます。

#### (2) ICT 活用・DX（デジタル・トランスフォーメーション）

策定過程と次期総合計画内においては、国の示すデジタル田園都市国家構想、大阪府の示す大阪スマートシティ戦略等を踏まえ、本市における市民サービス向上及び行政改革において基礎となる DX 推進の視点を取り入れます。

#### (3) SDGs における 17 の目標との整合性を表示

本市の実施する事業において、2015 年の国連サミットにて採択された世界的な取組である「SDGs（持続可能な開発目標）」における 17 のゴールとの整合性を表示し、本市においても持続可能な社会を推進するという視点を取り入れます。

#### (4) 市民への親しみやすさ・分かりやすさ（グラフィックデザイン）

総合計画は、行政のみならず市民を始めとした多種多様な主体によるまちづくりの根拠となるものであることから、その内容は分かりやすく、親しみやすいものとします。

#### (5) 効率的な進捗管理と各部局における個別計画との内容における整合性

現総合計画における基本計画は、内容が個別具体的であり、その内容や進捗管理において、分野別計画との重複が多く見られます。一方で、分野別計画の無い分野もあることから、その策定過程や、策定後の進捗管理について効率的に行うように努めます。

### 3 計画の構成・性格

#### (1) 計画の構成

総合計画は、基本構想・基本計画により構成します。

#### (2) 計画の期間・性格

##### ア 基本構想

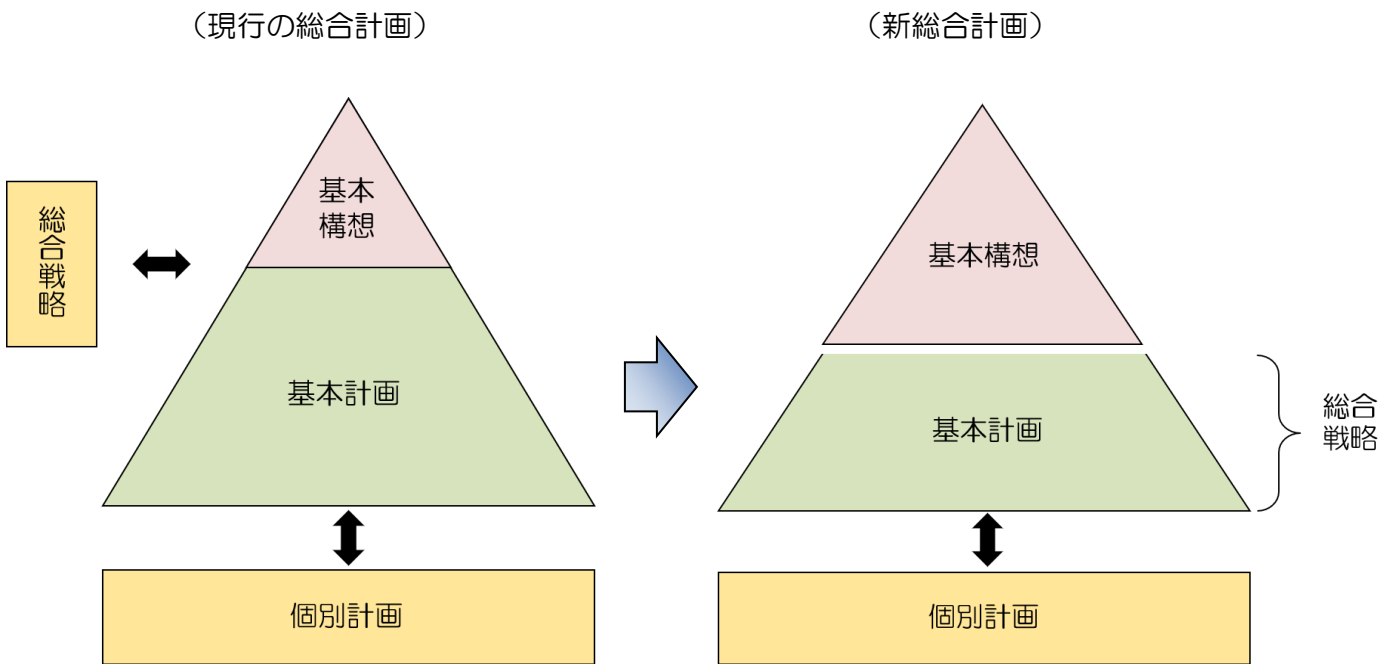
■期間：令和 7（2025）年度を初年度とし、10 年間を計画期間とします。

■性格：泉大津市の目標とすべき将来像及びその実現のための基本理念を示すものと

して策定。泉大津市の特性と課題、計画の基本指標（将来人口推計、都市構造等の分析）等を示し、市民と共有できるまちづくりの目標（施策の大綱）及び目標を具現化するために必要な取り組みの方針を示す政策を設定します。

イ 基本計画

- 期間（前期基本計画）：令和7（2025）年度を初年度とし、計画期間は5年間
- 期間（後期基本計画）：令和12（2030）年度を初年度とし、計画期間は5年間
- 性格：基本構想に即し、各政策を実現するために、各部課の掌握事務を網羅する基本施策を横断的・体系的に編成します。また、現行の「第2期泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を継承しつつ、総合計画へ包含することにより計画の一体化を図ります。



○現行の計画期間

年度	27	28	29	30	31/1	2	3	4	5	6
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	基本計画（10年間）					後期基本計画（5年間）				

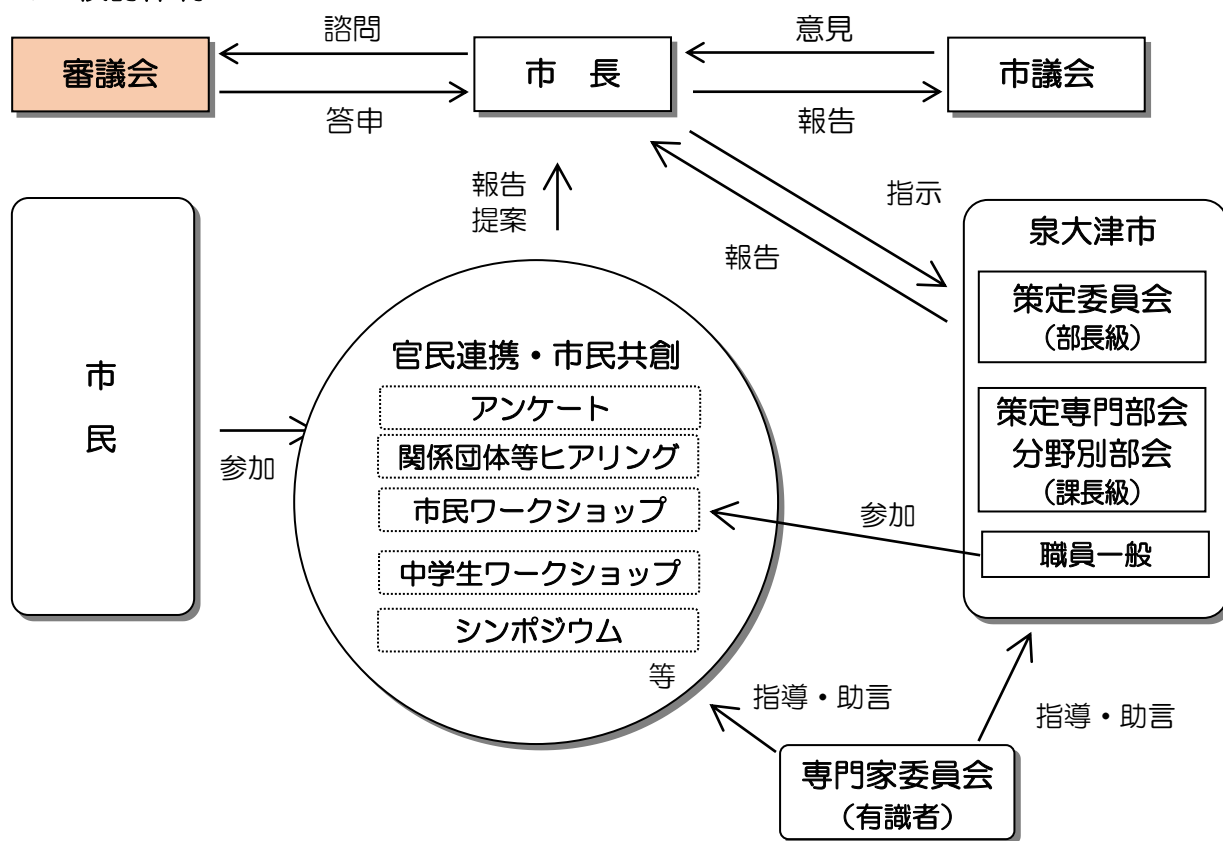
社会情勢等の  
変化を踏まえ見直し

○新たな計画の計画期間

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
基本構想	基本構想（10年間）									
基本計画	前期基本計画（第3期総合戦略）（5年間）					後期基本計画（第4期総合戦略）（5年間）				

後期基本計画の策定と  
合わせて総合戦略の改訂を進める

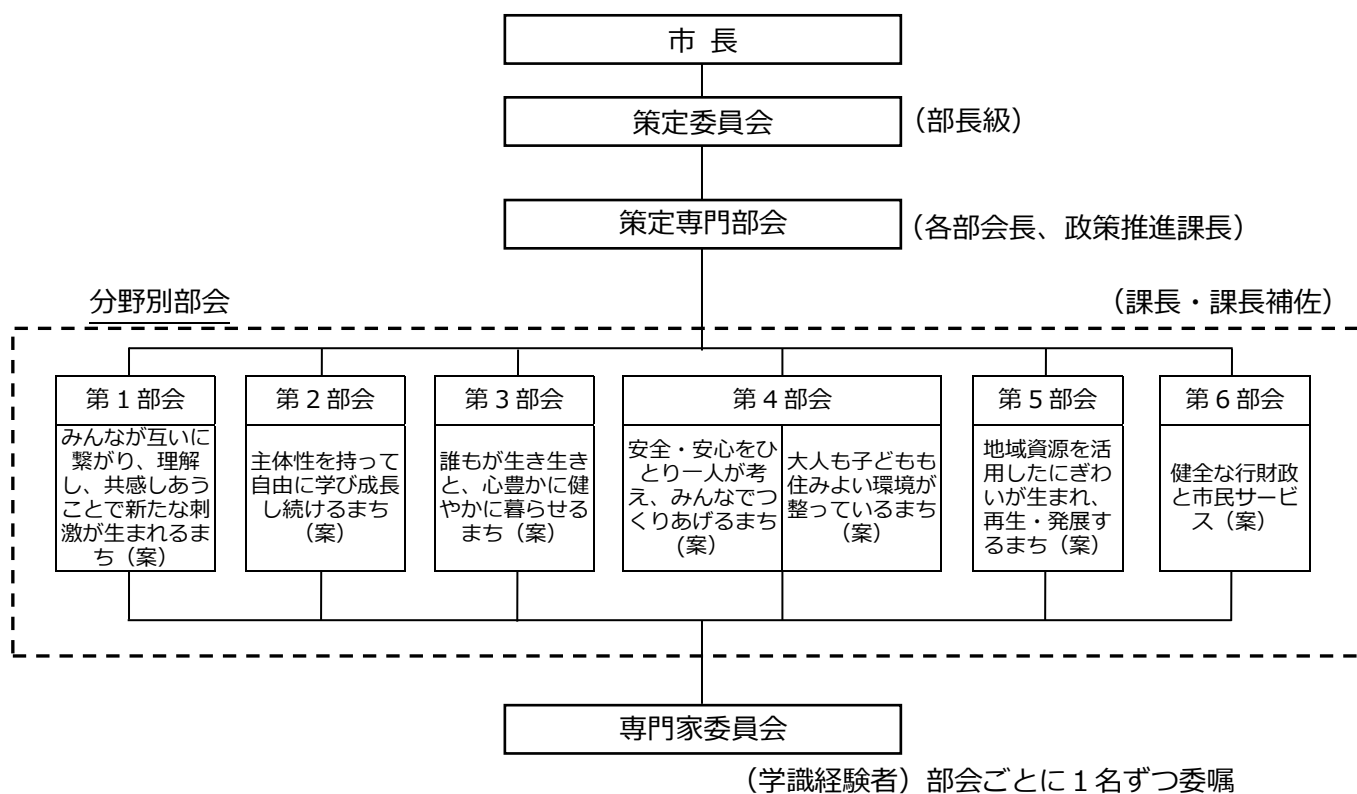
#### 4 検討体制



	概要	対象
総合計画 審議会	・市長の諮問に応じ、総合計画の審議を行うための組織	市議会議員・公共的団体等の代表者・学識経験者・市職員・市民
総合計画 策定委員会	・総合計画策定にあつて、方針、内容等について全庁的横断的な検討・判断を行う	市職員（部長級）
総合計画 策定専門部会 （分野別部会）	・基本構想、基本計画の素案の作成を行う ・分野別に部会（6つ）を設け、分野別の計画（現況や課題、成果指標、施策の展開方向、主要事業、協働の考え方等）の検討を行う	市職員（課長級等）
専門家委員会	・分野別部会ごとに、1名の専門家を招へいし、分野別に指導・助言を行う	学識経験者

審議会は、令和6年度の上半期で3・4回程度の開催を予定しております。（進捗状況に応じて変更の可能性がございます。）令和6年4月を皮切りに、夏頃に中間答申をいただき、秋頃に最終答申をいただくといったスケジュールを予定しております。

## 庁内検討組織



## 総合計画策定に向けた実施内容の概要等（市民意向把握の方法）

	概要
アンケート調査（一般）	・ 総合的な市民のまちづくりに対する意向を把握するためにアンケート調査を実施
アンケート調査（関係人口）	・ 本市に移住を希望する人を対象に、移住につながる施策の方向性を調査
アンケート調査（職員）	・ 総合的なまちづくりに対する職員の意向を把握するために職員アンケートを実施
関係団体等ヒアリング	・ 協働や連携の在り方等を計画に反映するため、市民団体や事業者等を対象にアンケート・ヒアリングを実施
ワークショップ（市民）	・ 住民の生の声を計画に反映するため、住民直接参加による市民ワークショップを実施 ・ 基本構想の立案に向けた検討・提言等を行う
ワークショップ（中学生）	・ 次代を担う中学生の視点から今後のまちづくりに対する意向等を把握するために、ワークショップを実施 ・ 検討した内容については、将来像やまちづくりの目標（施策の大綱）のキーワードを抽出し、計画へ反映
シンポジウム	・ 総合計画策定の周知を図るシンポジウムを開催
パブリックコメント	・ 素案に対する意見を聴取するために実施